

令和7年4月から 入院時の食事療養費の負担額が 変更になります

国の健康保険法等の規定に基づき、令和7年4月より患者様のご負担金額が下記の通り変更となります。全医療機関共通の金額となりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

入院時食事療養費の標準負担額(患者様負担額)

所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様		
区分ア 区分イ 区分ウ 区分エ	現役並みⅢ 現役並みⅡ 現役並みⅠ 一般	1食 490円 (1日3食 1,470円)	1食 510円 (1日3食 1,530円)
区分オ	低所得Ⅱ	1食 230円 (1日3食 690円)	1食 240円 (1日3食 720円)
区分オ(長期該当)	低所得Ⅱ(長期該当)	1食 180円 (1日3食 540円)	1食 190円 (1日3食 570円)
	低所得Ⅰ	1食 110円 (1日3食 330円)	1食 110円 (1日3食 330円)
指定難病・小児慢性特定疾病		1食 280円 (1日3食 840円)	1食 300円 (1日3食 900円)

※長期該当は、入院日数が90日を超えた場合、お住いの市町村で申請をし認定を受けると食事代がお安くなります。原則、申請した翌月から該当となります。交付後、速やかに病院の窓口にご提示お願い致します。